

市第 78 号議案「横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定」、市第 86 号議案「横浜市下水道条例の一部改正」、市第 87 号議案「横浜市公園条例の一部改正」の 3 議案について

1 条例の制定及び改正の経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号、以下「第 1 次及び第 2 次一括法」とします。）が成立し、平成 23 年 5 月 2 日（第 1 次一括法）、8 月 30 日（第 2 次一括法）にそれぞれ公布されました。

(1) 条例制定及び改正の必要性

第 1 次及び第 2 次一括法により、国の地方自治体に対する「義務付け・枠付け」の見直しが行われ、これまで国が一律で定めてきた施設・公物設置管理基準等が条例に委任されました。

法律の施行期日の経過措置につきましては、平成 25 年 3 月末で満了することから、関係条例を平成 25 年 4 月 1 日までに定めて施行する必要があります。

(2) 全体概要

第 1 次及び第 2 次一括法により、本市に委任される法律数は 18 法律に及びます。1 つの法律に関して、複数の条例制定や改正が必要となるものがありますので、市全体で 38 条例（制定 30 条例、改正 8 条例）に関する議案を第 4 回市会定例会に提案し、各局が所管条例を説明しています。

(3) 条例に委任する場合における国の基準の類型

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
参酌すべき基準	地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

(4) スケジュール

平成 24 年 12 月市会 議案審議

12 月 条例公布

平成 25 年 4 月 条例施行（第 1 次及び第 2 次一括法施行期限）

2 対象となる環境創造局所管条例

- (1) 横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（制定）
- (2) 横浜市下水道条例（一部改正）
- (3) 横浜市公園条例（一部改正）

市第 87 号議案 横浜市公園条例の一部改正について

1 条例委任される内容

法令名	条例委任される基準	国の基準への対応	改正する条例	条項
都市公園法 及び 同施行令	都市公園の設置基準（法第 3 条） ・市民 1 人当たりの公園の敷地面積の標準（施行令第 1 条） ・公園の配置及び規模の基準（施行令第 2 条）	参酌	横浜市公園条例	第 3 条 2～4
	公園施設の設置基準 ・建ぺい率基準（法第 4 条 施行令第 6 条）	参酌		第 3 条 5

2 制定する基準の内容

(1) 都市公園の設置基準

ア 市民 1 人当たりの公園の敷地面積の標準

区分	国の基準	条例案
市域内	10㎡以上	10㎡以上
市街地（市街化区域）	5㎡以上	定めない

- ・市域内の基準は、国の参酌すべき基準のとおり
- ・市街地の基準は、市街地における公園の望ましい整備水準を定めるもので、市街化区域と調整区域が入り組んでいる本市の特性を踏まえ定めません。

イ 公園の配置及び規模の基準

公園の種類	国の基準		条例案	
	配置	規模	配置	規模
街区公園	分布の均衡を図り配置	標準面積 0.25 ha	分布の均衡を図り配置	標準面積 0.25 ha
近隣公園		標準面積 2 ha		標準面積 2 ha
地区公園		標準面積 4 ha		標準面積 4 ha
総合公園 運動公園 広域公園		機能を十分発揮する面積		機能を十分発揮する面積
緩衝緑地 風致公園 都市林 広場公園 その他	設置目的に応じて機能を十分発揮するように配置し、その敷地面積を定める		設置目的に応じて機能を十分発揮するように配置し、その敷地面積を定める	

- ・国の参酌すべき基準のとおり

(2) 公園施設の設置基準（建ぺい率基準）

建築物の種類	国の基準	条例案
通常の建築物	2%	2%
特例基準	休養・運動・教養施設 災害応急対策施設	+10%
	文化財としての建築物	+20%
	屋根付き広場 壁のない雨天用運動場など	+10%
	仮設公園施設	+2%

- ・国の参酌すべき基準のとおり

3 条例制定のスケジュール

平成 24 年 12 月市会 議案審議
12 月 条例公布
平成 25 年 4 月 条例施行（第 1 次及び第 2 次一括法施行期限）